

原議保存期間 5年  
(令和12年3月31日まで)

局内各部課長 殿

東北管警広二発第169号

令和6年12月17日

東北管区警察局長

緊急事態における東北管区警察局の組織に関する細目の一部改正について（通達）

（概要）

この通達は、緊急事態における東北管区警察局の組織に関し、

- 緊急事態の対処を行う主幹課の基準
- 対策本部等の設置基準
- 対策本部等の編成及び任務分担
- 対策本部等の要員の指定
- 現地連絡班の指定等
- 庁舎防護班の指定等
- 警察局職員の招集及び参集

等について定めたものである。